

税制改正についてお知らせします

高齢者に関する税制改正

- 65歳以上の人の公的年金等控除の計算方法が変わります。
- 老年者控除が廃止になります。
- 市・県民税の非課税範囲が見直されます。

※所得税については平成17年分申告，市・県民税については平成18年度課税分から適用されます。

■65歳以上の人の公的年金等控除の計算方法が変わります。(所得税も市・県民税も同じ計算方法です)

○65歳未満・・・改正なし

○65歳以上

(改正前)

①公的年金等の収入額の合計	②割合	③控除額
1,400,000 円までの場合は所得金額は 0 となります		
1,400,001 円～ 2,599,999 円	100%	1,400,000 円
2,600,000 円～ 4,599,999 円	75%	750,000 円
4,600,000 円～ 8,199,999 円	85%	1,210,000 円
8,200,000 円以上	95%	2,030,000 円

(改正後)

①公的年金等の収入額の合計	②割合	③控除額
1,200,000 円までの場合は所得金額は 0 となります		
1,200,001 円～ 3,299,999 円	100%	1,200,000 円
3,300,000 円～ 4,099,999 円	75%	375,000 円
4,100,000 円～ 7,699,999 円	85%	785,000 円
7,700,000 円以上	95%	1,555,000 円

①×②-③＝公的年金にかかる雑所得の金額

■老年者控除が廃止になります。

65歳以上で合計所得金額が1,000万円以下の人に適用されていた老年者控除が廃止されます。

改正前	控除額
所得税	50万円
市・県民税	48万円

➡ **廃止**

■市・県民税の非課税範囲が見直されます。

これまで，市・県民税については，65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下の方には非課税の措置がありましたが，平成18年度課税分から廃止されます。

ただし，平成17年1月1日現在において65歳以上で，前年の合計所得金額が125万円以下の方については，次のような経過措置があります。

平成18年度	平成19年度	平成20年度
市・県民税の3分の2を減額	市・県民税の3分の1を減額	全額課税

その他，主な税制改正

- 定率減税が縮減されます。
- 市・県民税均等割額が見直されます。

■定率減税が縮減されます。

市・県民税については，平成11年度から定率減税が実施されていましたが，経済状況の改善を踏まえ，平成18年度課税分から次のとおり2分の1に縮減されます。(所得税では，平成18年分の申告から2分の1に縮減されます。)

改正前
市・県民税所得割額の15%相当額を減額(限度額4万円)

➡

改正後
市・県民税所得割額の7.5%相当額を減額(限度額2万円)

■市・県民税均等割額が見直されます。

夫に均等割が課税されている場合，妻の均等割額は減額されていましたが，平成18年度課税分から4,500円に統一されます。

改正前	改正後
2,500円	4,500円

所得税，市・県民税の申告について

平成17年分の所得税の確定申告および市・県民税の申告受付は2月16日～3月15日に行います。(詳しい日程・会場については2月1日号の広報でお知らせします)

なお，旧山陽町では役場等でパソコンを使用して個別に申告を受け付けていましたが，平成17年分の申告からは税務署や旧小野田市と同様に**ご自分で申告書を作成していただくようになります。**